

山村都市交流拠点施設基本構想

令和3年7月

豊川水系総合開発促進期成同盟会

<目 次>

1 基本構想策定の目的	3
1-1 前提となる考え方	3
2 施設の目的、コンセプト、目指す姿及び概念図	4
2-1 施設の目的	4
2-2 コンセプト及び目指す姿	4
2-3 概念図	4
3 山村都市交流拠点施設の機能	6
3-1 施設機能の考え方	6
3-1-1 水と森林について学ぶ	7
3-1-2 水と森林で遊ぶ	8
3-1-3 水と森林の中で創る	9
3-1-4 その他	9
3-2 期待される効果	10
3-3 建設用地及び位置図	11
4 連携の考え方	12
4-1 前提となる考え方	12
4-2 東三河地域のスケールメリットを生かした連携	12
4-3 奥三河の周辺施設と連携したブランド化	12
5 整備・管理運営手法の検討	16
5-1 想定される整備運営主体	16
5-2 PPP 導入の検討	16
5-3 整備・管理運営手法	16
5-4 想定される交付金・補助金等の検討	16
6 整備想定スケジュール	17
<参考資料>	
1 前提条件の整理	20
1-1 設楽ダム建設同意に係る確約事項の一部抜粋	20
2 検討の経過	21
2-1 検討組織	21
2-1-1 豊川水系総合開発促進期成同盟会	21
2-1-2 山村都市交流拠点施設検討委員会	24
2-2 山村都市交流拠点施設に係る主な会議等の開催経緯	26

1 基本構想策定の目的

東三河8市町村は、平成20年12月の「設楽ダム建設同意に係る確約事項」を前提に、設楽ダムのダムサイト土捨場（仮称）に、ダム湖を訪れる多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用でき、様々なかたちの上下流交流を通じて、設楽町民はもとより東三河地域住民、そして施設を訪れるすべての人々の福利に貢献できる施設「山村都市交流拠点施設（以下「本施設」という。）」を整備することを検討しています。

本基本構想は、施設の目的やコンセプト、目指す姿、施設機能の考え方など、基本的な方向性を記すものです。

1-1 前提となる考え方

本施設は、設楽ダム建設事業を契機とし、水の受益者たる豊川下流域5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）が平成20年12月の「設楽ダム建設同意に係る確約事項」に基づき、設楽町に整備することを約束した施設です。

下流地域は、水源地域の理解と協力なくして発展はありえず、水源地域の永続的な地域振興があつてこそ、安定した水資源の恩恵が享受できるもので、上下流は一体であるとの認識に立ち、本施設を山村部と都市部との交流を図る拠点として整備するものです。

設楽ダムは、長年渇水や洪水の被害に悩む東三河地域が、その被害の軽減と今後の継続発展を図るため、地域に不可欠な施設として、久しく早期建設を望んできました。利水、治水に加えて流量確保などの河川環境改善の目的を加えた多目的ダムである設楽ダムの建設は、より安定的な利水体系と水循環を構築するとともに、これまで豊川水系の水供給を担ってきた一部天竜川水系地域を包含した東三河地域全体の地域振興を一体化する画期的事業であることから、上下流交流は設楽町と豊川下流域5市の間だけではなく、東三河全体の交流として理解すべきと考えます。

加えて、人口減少や少子高齢化による地域社会の変化、また、新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変化など、社会の在り様が変わる中、奥三河エリアへの交通インフラ整備の進捗も相まって、施設のターゲットを上下流住民のみならず、より広域から呼び込むことが持続的な施設運営にとって極めて重要です。

こうした流れの中、本施設が将来にわたって上下流それぞれの住民の福利に貢献し続けるためには、設楽町と豊川下流域5市の交流の枠を超えた新たな施設の位置づけ、目的、運営形態などが必要であると考え、検討を重ねてきました。

そして私たち東三河8市町村は、これまで培ってきた東三河の地域連携の歴史を礎に、設楽ダム建設を東三河地域の一体的振興を進める転換点ととらえ、創意工夫と連携により魅力を創造し、「東三河はひとつ」の象徴的な拠点として本施設を整備運営し、東三河地域全体の地域振興に寄与する施設とします。

2 施設の目的、コンセプト、目指す姿及び概念図

2-1 施設の目的

水と森林の恩恵を絆とした上下流交流の推進並びに東三河地域外からの人の流れの創出による設楽町及び東三河地域全体の地域振興への寄与を目的に設置します。

2-2 コンセプト及び目指す姿

施設の目的の実現に向け、以下のとおり施設のコンセプト及び目指す姿を定めます。

コンセプト

楽しみながら交流し、「水」と「森林」の大切さや魅力を知ってもらう

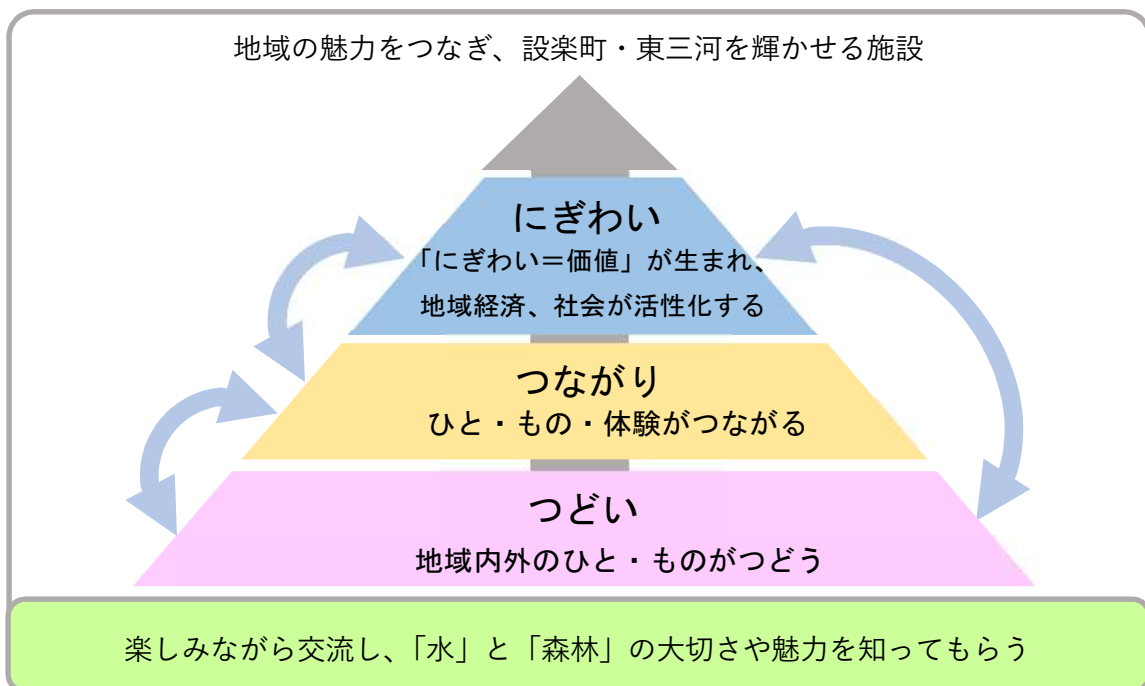
- ・水の恩恵、森林の役割を体感してもらい、水源保全の意識や地域の絆を深める場
- ・レジャー、癒しを提供することで、年齢を問わず多くの人々がつどい楽しむ場

目指す姿

地域の魅力をつなぎ、設楽町・東三河を輝かせる施設

人々がつどい、ひと・もの・体験をつなげることで、地域のにぎわいを創出し、設楽町と東三河地域全体を輝かせる施設を目指します。

2-3 概念図



地域振興実現のための段階イメージ

ダム湖/山村都市交流拠点施設

リニア中央新幹線（長野県駅・岐阜県駅）

上流と下流の交流

設楽

豊根

東栄

三遠南信自動車道東栄IC

新城

新東名高速道路 新城IC

蒲郡

豊川

豊橋

田原

地域内と地域外の交流



<その他、東三河地域における主要な広域幹線道路>

東三河縦貫道路、東三河環状線、名豊道路、

浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、渥美半島道路

地域振興実現のための交流イメージ

3 山村都市交流拠点施設の機能

3-1 施設機能の考え方

本施設の目的を実現するため、配慮すべき事項と各機能の考え方を次のとおりとし、これらを踏まえながら今後の施設整備を検討します。

配慮すべき事項

本施設が持続的ににぎわい、訪れる人にとって居心地が良く、くりかえし訪れたいくなるよう、施設機能における全体に共通する基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 誰もが使いやすい施設

施設の設計並びに施設に導入する設備や備品について、ユニバーサルデザインの考えに基づくものとした、誰もが利用しやすい施設。

(2) 水と森林の大切さ魅力を感じられ、環境と調和のとれた施設

設楽産木材の活用をはじめ、自然の循環や水・森林の恩恵を感じられるなど、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた、環境への配慮がなされ環境との調和のとれた施設。

(3) ひと・もの・体験がつながることで地域振興が図られる施設

ひと・もの・体験がつながることで相乗効果が生み出され、東三河地域全体の活性化が図られる施設。

- ・ひと…例：地域住民、穂の国森づくりの会、奥三河ビジョンフォーラム、奥三河 DMO、地域外の人など
- ・もの…例：ジオサイト、周辺施設、特産品など
- ・体験…例：スポーツツーリズム、レクリエーションなど

(4) 持続的な施設運営が考慮された施設

経営的な視点を持ち、公共施設運営に収益事業を組み合わせることで収入源を確保し、その収入を施設の維持やサービス財源として利活用できる施設。

また、ニーズや時代の変化を捉えて見直しを図るなど、来訪者を飽きさせない工夫が容易な施設。

(5) 情報通信技術を活用した施設

情報化社会において、利用者のニーズに対応した高速通信を備えた施設。

3-1-1 水と森林について学ぶ

1. 基本的な考え方

水源保全の意識づけを目的に、周囲の環境を生かしながら、水と森林について学ぶことができる機能を備えます。



2. イメージ

(1) 水・木材の魅力学ぶ

一般の方が水に親しみ、木のぬくもりと木材の特徴や魅力を体験することができるとともに、間伐材を有効利用した設備などの紹介を通じ、水や木材を身近に感じることができる機能を備えます。

例) 親水設備、木工体験、木のおもちゃ、薪ストーブ等の設置 など



(2) 森林に関わる仕事を学ぶ

本施設を拠点に地域の人や周辺の森林を活用しながら、次代の林業の担い手や木材を活用する人材と森林に関わるプロフェッショナルをつないだり、情報を集約して提供する場として活用します。

例) 林業アカデミー、ITを活用した林業の研修 など



(3) 水・森林・産業の関わりを学ぶ

水と森林とのつながりのある事業者等と協力しながら、展示や体験コーナーなど水と森林の大切さを学べる場として活用します。

例) 民間企業の協力展示 など



3. ターゲット及び活用の想定

小・中学生の体験学習の場、子ども連れの家族が水・森林の大切さを学ぶ場として活用します。

3-1-2 水と森林で遊ぶ

1. 基本的な考え方

設楽町及び東三河地域への人の流れの創出を目的に、周囲の森林やダム湖の景観を生かし、季節や世の中の需要に合わせてテーマを変えながら、自然の素晴らしさを満喫できる質の高い体験を提供し、水と森林で遊ぶことのできる機能を備えます。



2. イメージ

(1) 大自然を満喫できる体験の提供

大自然を生かした質の高い体験を提供する機材や設備を備え、かつ、レンタルすることにより、誰でも気軽に大自然を満喫できる場所を提供します。

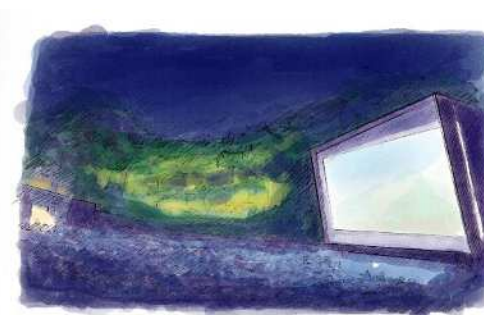
例) キャンプ、BBQ、グランピング、サイクリング、小型バギー など



(2) 大自然を満喫できるイベント・プログラムによる誘客

単に来訪者を待つのではなく、多様なイベント・プログラムを積極的に打ち出して、幅広い層の誘客につなげます。

例) 星空映画会、BMX 大会、ウォークラリー、トレイルラン など



(3) 大自然を満喫できる憩いの場の提供

大自然に囲まれた立地を生かし、各々が思い思いの時間を楽しめる場所を提供します。

例) スポーツ、カフェ、ガーデニング、遊具
保育・幼稚園児の遠足、森林浴など



3. ターゲット及び活用の想定

子ども達の遠足の間、幅広い年齢層がスポーツや文化活動等を楽しめる場、地元の人々の憩いの場、地域外の人々の活動の場として活用します。

3-1-3 水と森林の中で創る

1. 基本的な考え方

新たな魅力を生み出すことを目的に、これまでにない視点や新しい時代の流れを意識した、様々な活用ができる機能を備えます。



2. イメージ

(1) 新たな過ごし方の創出

新しい生活様式の広がりを受け、「暮らす・働く」と「旅行する」の融合など、新たな視点から、つながりやにぎわいの場を創出します。

例) テレワークの場、ワーケーションの場、
ビジネスキャンプの場 など



(2) 新たな気づきと出会いの場の創出

コミュニケーションの渦が起き、今までつながりがなかったものが結びつく、新たな気づきと出会いの場を提供します。

例) カフェラボ など



3. ターゲット及び活用の想定

ビジネスパーソンのテレワークの場や地域内外の人々の交流・連携の場として活用します。

3-1-4 その他

管理棟などの受付機能、災害時における住民等の避難所として活用できる機能、トイレや駐車場など基本的な機能を整備します。

3-2 期待される効果

「学ぶ」、「遊ぶ」、「創る」の機能を備えることで、にぎわいが生まれ、雇用の創出など地域経済の振興（潤い）が期待できます。



(1) 「学ぶ」から潤う

水・森林の学びの場として活用することで、水・森林の関係人口を増やし、奥三河の重要産業である林業や地域経済の振興に寄与します。

例) 林業後継者や木材利用者の育成、木製品の需要拡大 など

(2) 「遊ぶ」から潤う

水・森林を活用したレジャー等による遊びの場を提供することで、設楽町及び東三河地域を訪れる人口を増やし、地域経済の振興に寄与します。

例) 観光等による来訪者の増加、周辺店舗と連携した集客 など

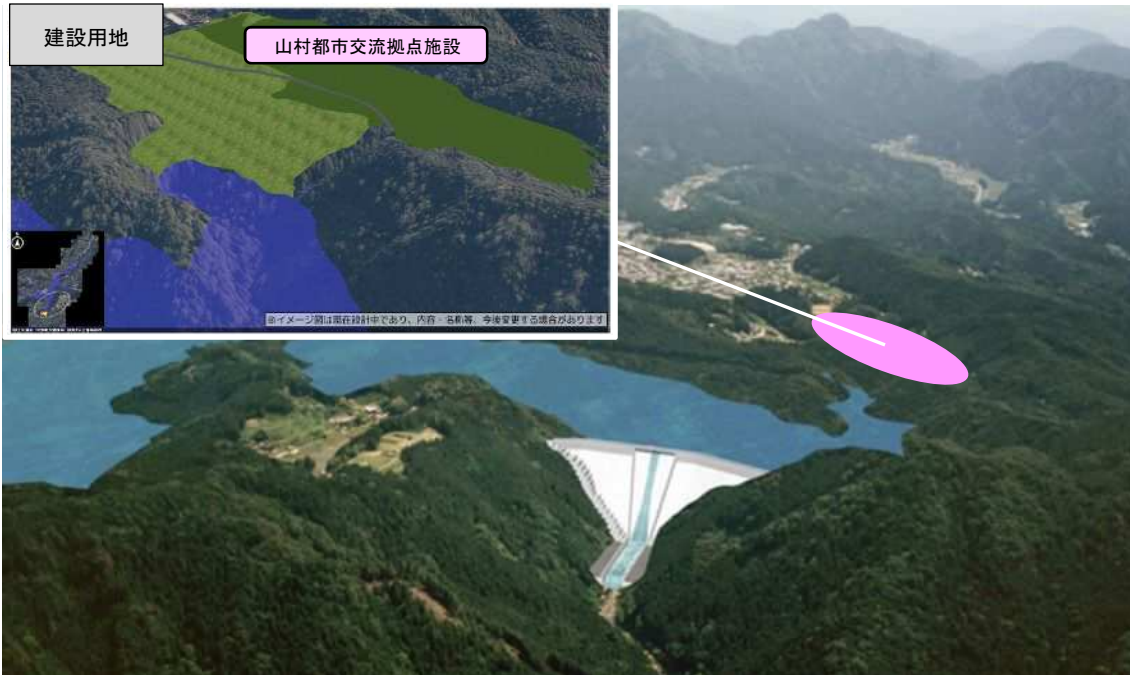
(3) 「創る」から潤う

地域の魅力に新たな視点や技術を加えて、ひと・もの・体験の掛け合わせにより新たな魅力を生み出し地域経済の振興に寄与します。

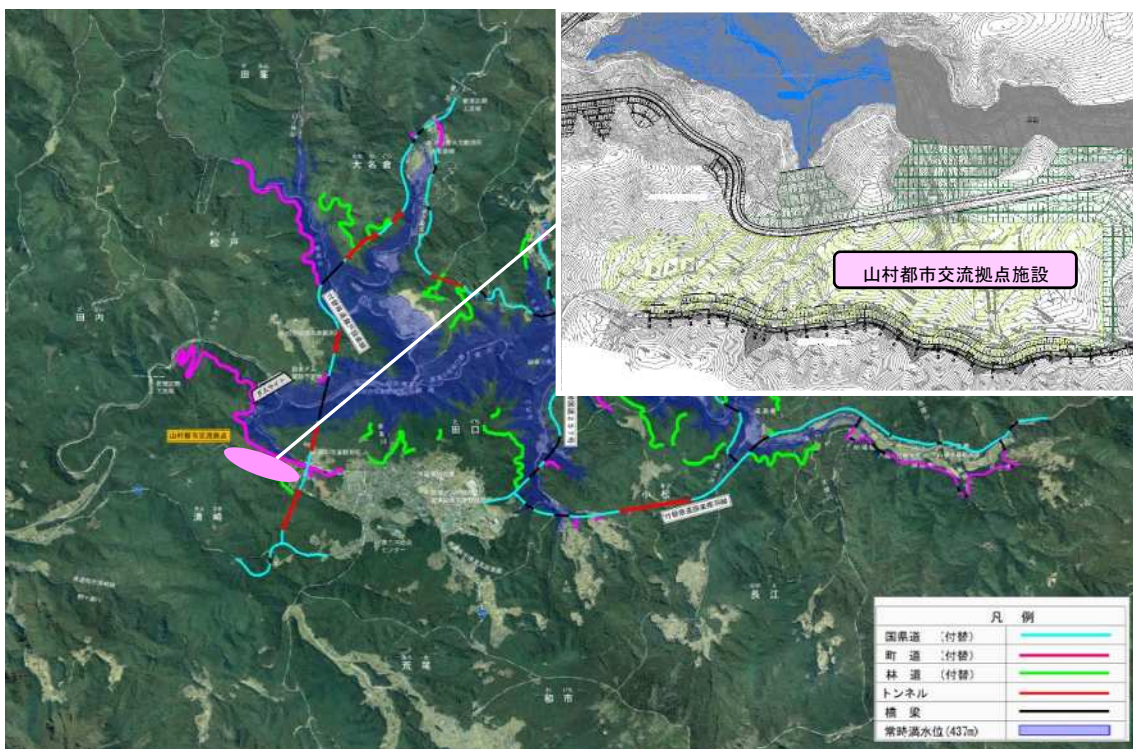
例) 6次産業の創出 など

3-3 建設用地及び位置図

建設用地は、ダムサイト土捨場（仮称）（北設楽郡設楽町清崎字浜射場 1-4 ほか）の約 5.9ha で、形状（建設工事開始時点では平面に整地された状態の予定（法面を含む））は以下のとおりです。



山村都市交流拠点施設建設用地



山村都市交流拠点施設位置図

4 連携の考え方

4-1 前提となる考え方

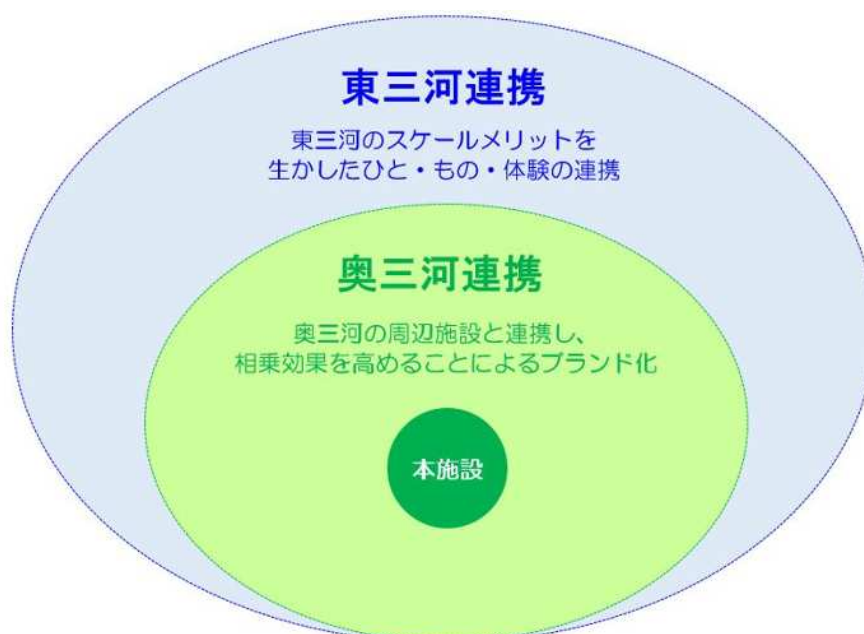
奥三河エリア、広くは東三河地域のひと・もの・体験を結びつけることで魅力を高め、より広域から人を呼び込むことによって生まれるにぎわいが、持続可能な施設運営につながっていくものと考えています。

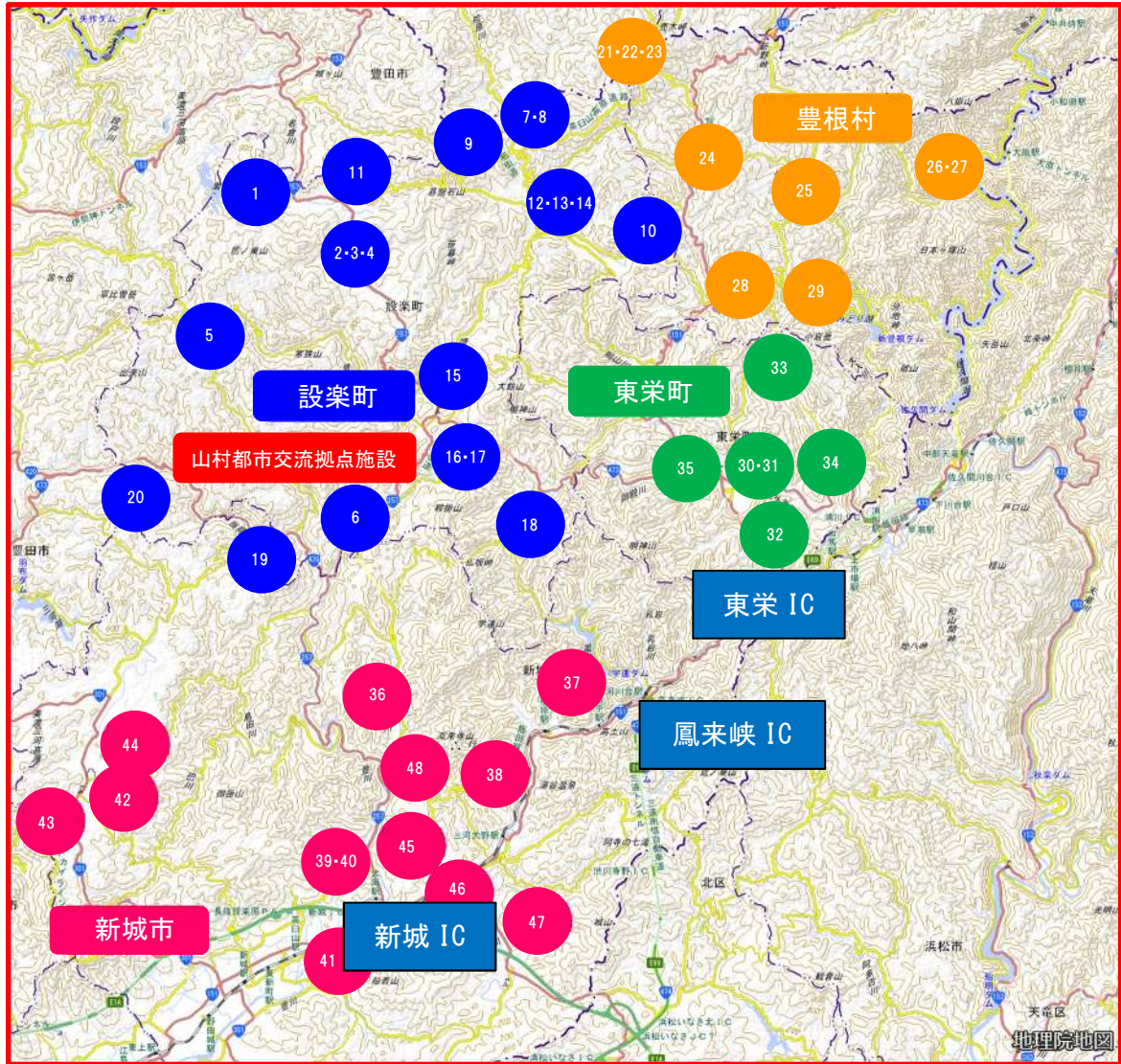
4-2 東三河地域のスケールメリットを生かした連携

東三河地域は、自然や農業、観光など、数多くの魅力的な特徴を持っています。本施設を拠点に東三河地域のスケールメリットを生かした、より効率的かつ効果的なプロモーションや、ひと・もの・体験をつなげた魅力の相乗効果により、幅広い層を集客し、設楽町はもとより東三河地域全体の地域振興につなげます。

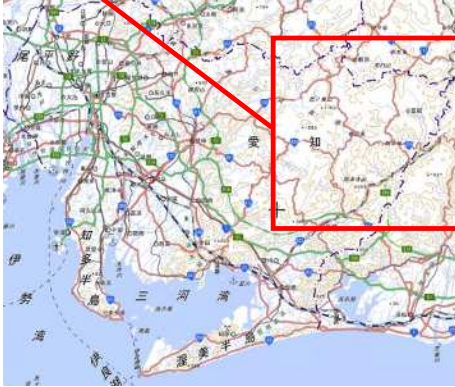
4-3 奥三河の周辺施設と連携したブランド化

本施設だけで集客を考えるのではなく、奥三河の周辺施設との連携及び役割分担により、回遊性を持たせるなど相乗効果を高めるとともに、効果的な情報発信を行いブランド化を図ります。





※新城 IC ⇔山村都市交流拠点施設 自動車で約 35 分
 ※鳳来峡 IC⇔山村都市交流拠点施設 自動車で約 60 分
 ※東栄 IC ⇔山村都市交流拠点施設 自動車で約 30 分



奥三河周辺地図

令和3年7月現在

No.	名称	所在地	施設概要
1	設楽オートキャンプ場	設楽町西納庫字石原 2-1	自然地形を生かした 10,000 坪の広大な自然に囲まれたオートキャンプ場
2	設楽町名倉スポーツ広場	設楽町東納庫字ヲトシ山 3-2	夜間照明設備を備えた野球、ゲートボール等ができる運動場
3	名倉体育館	設楽町東納庫字ヲトシ山 1-68	屋内スポーツ可
4	名倉水泳プール	設楽町東納庫字ヲトシ山 2-1	シャワー付
5	豊川市野外センター（きららの里）	設楽町田峯字段戸 1-1	段戸湖周辺の段戸裏谷原生林（通称：きららの森）の近くにあるレジャースポット、ログハウス、ケビンともに全棟丸太づくり。宿泊のみ利用可能
6	道の駅したら	設楽町清崎字中田 17-7	【地域産業振興施設】特産物を購入できる市場やジビエ料理などが味わえる飲食店、日本酒造りが体験できる工房
			【奥三河郷土館】設楽町の自然や歴史、人々の暮らしに関する資料展示、豊橋鉄道田口線の木製車両の展示
7	道の駅つぐ高原グリーンパーク	設楽町津具字東山 2-156	四季折々の地域特産品の販売や飲食店が入店 【オートキャンプ場】区画サイト 37 区画、キャンピング付 33 区画 【キャンプ場】バンガロー、プチバンガロー
8	ふれあいの館グリーンメッセージ	設楽町津具字東山 2-156	つぐ高原グリーンパーク内にあるベンション
9	面ノ木園地	設楽町津具高笹 3-67	天狗棚、面ノ木峠周辺に、駐車場、公園、遊歩道（登山道）及び展望台が整備された自然園地（無料の休憩スペース「面ノ木ピット」あり）
10	柿平広場ほたるの里	設楽町津具字柿平 1	ホテル観察のために作られた広場 (ゲンジボタル：6月下旬～7月中旬、ヘイケボタル・ヒメボタル：7月～8月)
11	道の駅アグリステーションなぐら	設楽町西納庫字森田 32	地元野菜の農産物直売コーナー、地元のお母さん達が作るふるさとの味が堪能できるレストラン
12	津具スポーツ広場	設楽町津具字中大地 18-6	夜間照明設備を備えた野球、ゲートボール等ができる運動場
13	洲山運動広場	設楽町津具字洲山 1-1	テニスコート（3面）
14	つぐグリーンプラザ	設楽町津具字下川原 6-1	300 人収容できるホールを中心にして、図書室、温水プール、トレーニングルームなどがある文化施設 可動式観客席、ステージ、音響、控室等
15	ふれあい広場	設楽町田口字後口 4-4	トレーニング室、温水プール、多目的ホール、会議室、和室、屋内コート、ステージ屋外コート、屋外テニスコート
16	田口弓道場	設楽町田口字向木屋 41	弓道場
17	奥三河総合センター	設楽町田口字向木屋 2-10	設楽町の中心街にある高台に位置し、野球、サッカー、陸上等ができる運動場と屋内スポーツができる体育館も備えた総合レジャー宿泊施設
18	神田ふれあいセンター	設楽町神田字大石 6	青少年教育のため、旧神田小学校校舎を活用した豊橋市の青少年教育施設
19	三都橋交流センター	設楽町三都橋字竹平 21-1	豊川上下流交流促進のため、旧三都橋小学校校舎を活用した田原市の施設
20	豊邦交流センター	設楽町豊邦字ホソノ 10	豊川上下流交流促進のため、旧豊邦小学校校舎を活用した田原市の施設
21	茶臼山高原スキー場	豊根村坂宇場字御所平 70-185	標高 1,415m を誇る県下の最高峰の茶臼山にある愛知県唯一のスキー場
22	芝桜の丘		標高 1,358m の萩太郎山の頂上付近に、2.2ha の広大な敷地に広がる芝桜の丘
23	グリーンステージ花の木	豊根村坂宇場字御所平 70-198	バーベキュー施設、弓道場、巨大迷路、民俗資料館
24	道の駅豊根グリーンポート宮嶋	豊根村坂宇場字宮ノ嶋 29-3	国道 151 号沿いにあり、地元のお母さんの手作り料理を味わえる。特産品販売や観光協会併設

No.	名 称	所在地	施 設 概 要
25	三沢高原いこいの里	豊根村三沢字新井 6	貸別荘(5棟)、グラウンド(ナイター完備)、テニスコート、農産物加工体験館
26	湯の島温泉	豊根村富山字兎鹿ノ平 12-3	大自然に囲まれて入ることができる奥三河の秘境天然温泉
27	バンガロー村「古里とみやま」	豊根村富山字向山 1	バンガロー、テントサイトがあり川沿いにあるキャンプ施設
28	湯へらんどバルとよね	豊根村上黒川長野田 20	雄大な自然に囲まれた天然温泉、豊根の恵みが楽しめるレストラン
29	大入の郷	豊根村下黒川字椀皮野 19-3	五平餅、そば打ち、アマゴ掴みなどの体験ができ宿泊も可能
30	とうえい温泉/花まつりの湯	東栄町大字下田字花田 21	食堂、売店、コインランドリー等がある日帰り温泉施設
31	とうえい健康の館	東栄町大字下田字花田 22-1	とうえい温泉併設の宿泊施設 スタジオ兼会議室あり
32	東栄町総合社会教育文化施設	東栄町大字本郷字大森 1	合宿、研修に利用可能な宿泊施設(体育室、研修室、野外炊事場あり)、総合グラウンド、テニスコート、多目的施設ドーム、弓道場、全天候型プール、体育館、花祭会館、民芸館、博物館
33	東栄町体験交流館のき山学校	東栄町大字下田字軒山 13-7	フリースペース、カフェ、図書室等がある廃校を活用した交流施設
34	交流促進センター千代姫荘	東栄町大字中設楽字西向 13-3	こんにゃくや五平餅作りをはじめ、四季折々の手作り体験ができる宿泊施設
35	東栄町森林体験交流センター スターフォーレスト御園	東栄町大字御園字野地 91-1	本格的な天体観測が楽しめる完全予約制の公共宿泊施設 プラネタリウム、60cm 反射望遠鏡、屋外天体観測所、宿泊施設
36	学童農園山びこの丘	新城市玖老勢字新井 9	そば打ちや陶芸などの体験施設のほか、グラウンドや武道館などのスポーツ施設、郷土文化保存伝承館、客室・バンガローなどの宿泊施設
37	愛知県民の森	新城市門谷字鳳来寺 7-60	豊かな森林と清流を背景に自然とふれあいを通じて利用者の健康増進とレクリエーションを目的とした施設
38	湯谷温泉	新城市豊岡・能登瀬ほか	源泉「鳳液泉」を使用した温泉郷(温泉旅館、足湯、温泉スタンド) 鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな(公共の日帰り入浴施設)
39	新城総合公園	新城市大海字谷下 66-1	わんぱく広場、ウォーキングコース、競技場(多目的)、弓道場、庭球場、野球場、陸上競技場
40	フォレストアドベンチャー・新城	新城市大海字谷下 66-1 新城 総合公園内	フランス発の大人のために作られた森を利用した本格アウトドアパーク
41	道の駅もつくる新城	新城市八束穂字五反田 329-7	地域の食材を生かした飲食メニュー、お土産を取りそろえた道の駅(フードコート、足湯、ドッグラン)
42	道の駅つくで手作り村	新城市作手清岳字ナガラミ 10-2	地元農産物や加工品の販売、旬の食材を使った食堂 木工や手芸、郷土料理作りや農業体験
43	作手高原鬼久保ふれあい広場	新城市作手白鳥字鬼久保 5-23	テニスコート、グラウンド、芝生広場、B&G海洋センター(プール・体育館)、リフレッシュセンター(ホール・ラウンジ)、ペンション
44	作手歴史民俗資料館	新城市作手高里字縄手上 35	作手地区の自然や歴史に関する展示
45	設楽原歴史資料館	新城市竹広字信玄原 552	日本一の規模を誇る火縄銃、長篠・設楽原の戦いを中心とした資料の展示
46	長篠城址史跡保存館	新城市長篠字市場 22-1	長篠・設楽原の戦いに関する遺品や文献の展示
47	道の駅鳳来三河三石	新城市下吉田字田中 106-1	地元特産品や土産物、産直野菜等の販売、食堂
48	鳳来寺山自然科学博物館	新城市門谷字森脇 6	鳳来寺山を中心とした動物、植物、地質等の自然科学に関する展示

5 整備・管理運営手法の検討

5-1 想定される整備運営主体

本施設は東三河地域における上下流交流の拠点としての活用に限らず、東三河地域以外の幅広い地域から人を呼び込む拠点としての活用を想定しており、その整備運営主体は東三河広域連合（特別地方公共団体）が最も相応しいと考え、検討を進めています。

5-2 PPP 導入の検討

公共サービスの提供を新たなビジネスや社会貢献のチャンスとして捉え、積極的に取り組むと考える企業の増加や、地域においては、自治会等地縁団体やボランティア、NPO活動を通じ自らが暮らす地域への活動に生きがいを見出す人々も増えてきています。

本施設においても、このような多様な主体をサービスの担い手としてとらえ、これまで行政主導により提供してきたサービスの領域を、有効性や効率性の観点から見直し、官民連携による役割分担と責任に基づいてサービスを提供する民間活力活用手法『PPP（官民連携手法:Public Private Partnership）』の導入に向けて積極的に検討します。

5-3 整備・管理運営手法

整備・管理運営手法としては、公共が施設を整備及び管理運営する「公設公営」方式と、公共で施設を整備し、民間が管理運営する「公設民営」方式、民間が施設を整備し、管理運営を行う「民設民営」方式が想定されます。

また、本施設は、水・森林の大切さを知ってもらうための公共的側面、水・森林をテーマに楽しんでもらうための利用者ニーズの把握とそれに即したサービスという民間的側面があると考えます。

そのため、整備・管理運営手法については、今後事業の採算性など様々な検討事項を整理しながら関係者との協議を進めます。

5-4 想定される交付金・補助金等の検討

本施設が将来にわたり上下流域の交流の拠点及び設楽町はじめ東三河全体の地域振興の拠点でありつづけられるよう、整備費用及び整備後の管理運営費用については、地方創生拠点整備交付金などの活用について検討します。

6 整備想定スケジュール

本施設の整備想定スケジュールは、以下のとおりです。

整備想定スケジュール

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
本施設	→ 基本構想	←→ 基本計画	←→ 設計・建設				→ 利用開始
設案ダム (参考)	→ 工事					→	供用開始

※PPPの導入方法等によって変更の可能性があります。

參考資料

1. 前提条件の整理

1-1 設楽ダム建設同意に係る確約事項（平成20年12月12日20土水第1592号）の一部抜粋

・下流受益市町との交流施設整備の明確化

山村都市交流拠点施設整備につきましては、下流市町は、「ダムサイト土捨場（仮称）」を活用し、子供たちの自然体験学習を始め、ダム湖を訪れる多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用でき、上下流交流を通して、それぞれの住民の福利に貢献できる施設とすることを基本に、滞在・滞留できる施設を想定し整備することとしています。

（具体的内容）

・整備内容

位 置：ダムサイト土捨場（仮称）

施設例：イベント芝生広場、スポーツ交流・多目的グラウンド、管理・
研修施設、駐車場など、滞在・滞留可能な上下流交流施設

・整備の具体化

滞在・滞留できる施設については、子供たちを対象とした野外体験学習ができる宿泊施設等が考えられるが、具体的な内容については、今後、設楽町及び下流市町で構成する検討組織を設置し、詳細を検討して決定するものとする。

2. 検討の経過

2-1 検討組織

施設の機能や整備運営主体など、その具体的な内容については、設楽町及び下流市で検討組織を設置し詳細を詰めることとしており、豊川水系総合開発促進期成同盟会内に、「山村都市交流拠点施設検討委員会」を設置し、整備に向けた検討を進めています。

2-1-1 豊川水系総合開発促進期成同盟会

豊川水系における総合開発事業等の促進を図ることを目的に、関係方面への促進要望や総合開発に関する調査研究などを行っています。

豊川水系総合開発促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は豊川水系総合開発促進期成同盟会と称する。

(目 的)

第2条 本会は豊川水系における総合開発事業等の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係方面への促進要望
- (2) 総合開発に関する調査研究
- (3) 水源地域開発に対する協力
- (4) その他総合開発事業推進に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は第2条に定める趣旨に賛同する地方公共団体その他をもって組織する。

(事務局)

第5条 本会の事務局は会長の属する市内に置く。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---------------------|-----|-----|
| (1) 会 長 | 1 | 名 |
| (2) 副会長 | 6 | 名以内 |
| (3) 理 事(会長、副会長を含む。) | 若 干 | 名 |
| (4) 監 事 | 2 | 名 |

2 役員は総会において選任する。

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は会計に関する一切の事務を監査する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、役員の任期中に、その役員が所属する組織において、当該役員の職に当たる者が交代した場合、交代後の者がその職務を引き継ぐものとし、その任期は、交代前の者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(顧問及び参与)

第9条 会長は本会の事業を遂行するため顧問及び参与を委嘱することができる。

(幹事等)

第10条 本会に幹事を置く。

2 幹事は会長の命を受け、会務を処理する。

3 本会に常任幹事を置く。

4 常任幹事は会長の招集により第3条に定める事項を推進するため協議する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、理事会とし、会長はこれを招集し、その議長となる。

総会 会の重要事項について議決する。

理事会 必要事項について協議する。

常任幹事会 会の事業及び庶務に関して企画運営を行う。

2 会長が緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による同意の意思表示をもって総会の決議があったものとみなす。

(必要な会議の開催)

第12条 本会の事業を遂行するために必要が生じた場合、会長は、副市長連絡会議その他の会議を開催することができる。

(経費)

第13条 本会の運営に必要な経費は関係地方公共団体、その他において分担するものとし、金額、負担方法等は総会においてこれを決定する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第14条 本会はこの規約に定めるもののほか、本会の組織及び担任する事務その他本会に関して必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、昭和47年2月23日から施行する。

附 則

第13条第2項の規定にかかわらず初年度にかかる会計年度は、昭和47年2月23日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成19年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月14日から施行する。

2-1-2 山村都市交流拠点施設検討委員会

豊川水系総合開発促進期成同盟会規約第 12 条に基づき、山村都市交流拠点施設の概要、建設手法、運営方法などについて検討を行うことを目的に、山村都市交流拠点施設検討委員会を設置して、本施設における検討を行っています。

山村都市交流拠点施設検討委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 豊川水系総合開発促進期成同盟会規約第 12 条に基づき、山村都市交流拠点施設検討委員会（以下「検討委員会」という）を置く。

(目 的)

第 2 条 検討委員会は山村都市交流拠点施設の概要、建設手法、運営方法などについて検討を行う。

(組 織)

第 3 条 検討委員会は、次の委員及び特別委員をもって組織する。

(1) 委員

豊川下流域 5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）の副市長

(2) 特別委員

設楽町副町長、東栄町副町長、豊根村副村長、愛知県豊川水系対策本部副本部長、豊川水源基金事務局長、東三河広域連合事務局長

(役 員)

第 4 条 検討委員会に会長及び副会長を置き、会長は豊川水系総合開発促進期成同盟会会長市の副市長をもってあてる。

2 会長は会務を掌理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 会長は検討委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるものに検討委員会に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 6 条 検討委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の幹事及び特別委員をもって組織する。

(1) 幹事会幹事

豊川下流域 5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）の担当課長

(2) 幹事会特別委員

設楽町の担当課長、東栄町の担当課長、豊根村の担当課長、愛知県豊川水系対策

本部担当課長、豊川水源基金事務局次長、東三河広域連合総務課長
3 幹事会長は会長市の課長とし幹事会を総理する。

(オブザーバー)

第7条 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは検討委員会、幹事会で意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は会長の属する市内に置く。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討委員会の運営その他必要な事項については会長が定める。

附則

この要綱は平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は平成22年2月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年6月30日から施行する。

附則

この要綱は令和2年12月17日から施行する。

○検討組織の参画団体

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町※、豊根村※、
東三河広域連合※、(公財)豊川水源基金、愛知県、国土交通省
※東三河広域連合は令和2年6月から山村都市交流拠点施設検討委員会特別委員として参加
東栄町、豊根村は令和2年12月から山村都市交流拠点施設検討委員会特別委員として参加

2-2 山村都市交流拠点施設に係る主な会議等の開催経緯

年月日		主な内容
2008年	12月12日	愛知県が設楽町に対し、設楽ダム建設同意に係る確約事項について回答
2009年	2月5日	設楽ダム建設同意に関する協定書の締結
2009年	6月24日	山村都市交流拠点施設検討委員会設置
2016年	—	山村都市交流拠点施設検討委員会（3回） 豊川水系総合開発促進期成同盟会（2回）
2017年	—	建設用地の購入
2018年	—	山村都市交流拠点施設検討委員会（3回）
2019年	—	山村都市交流拠点施設検討委員会（3回）
2020年	—	山村都市交流拠点施設検討委員会（2回） 豊川水系総合開発促進期成同盟会（2回）
2021年	5月28日	豊川水系総合開発促進期成同盟会 山村都市交流拠点施設の整備運営のあり方に関して東三河8市町村長により合意
	—	山村都市交流拠点施設検討委員会（2回）
	7月29日	豊川水系総合開発促進期成同盟会 基本構想の策定

